



第4章

子ども子育ての施策展開



第4章 子ども子育ての施策展開

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2015（平成27）年4月から適用され、本計画においてもこの指針に即して策定しています。市町村は①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の整備、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施について、計画の策定にあたるものとされています。

今回の改正事項で次世代育成支援対策は、2023（令和5）年に施行された「こども基本法」に基づく、こども施策の推進と調和のとれた形で進めるのが望ましいとされており、本市は現状の課題や今後の施策の方向性を踏まえ、第2期計画から改訂が必要な施策について追加・修正を行いました。



基本目標1 結婚・出産に対する支援の充実

現状と課題等

晩婚、晩産化や核家族化の進行等、ライフスタイルの変化に伴い、子育て世帯を取り巻く環境は著しく変化しています。妊婦面接時の相談内容にも、育児不安や、経済面での不安、孤立を感じる母親が増加傾向にあり、妊娠中から保健師等の専門的な相談支援を充実させると共に、子育て家庭の負担軽減に向けた支援の充実が求められています。また、結婚したい男女の希望を叶えるため、出会いの場づくりを創出する等、県や県内市町村と連携を図ります。

安心して子どもを産み育てるためには、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じて切れ目のない支援が必要であることから、多様なニーズに対応したきめ細かい支援に取り組みます。

推進施策の展開

推進施策（1）結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進

- 妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に、必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期の相談支援をより一層充実させます。
- こども家庭センターの保健師・社会福祉士等による相談支援体制を充実させることは、悩みを抱える妊産婦・子育て家庭・子ども等を早期に把握し、他機関につなげることはもとより、児童虐待等の予防や早期発見に資するという観点からも重要です。
- 妊産婦に対する経済的支援を行うことで、妊娠期から出産後までの経済的な負担を軽減します。

施策① 婚活支援事業

結婚を前提とした出会いを希望する男女を対象に、県・県内市町村と連携し、出会いの場を創出します。

これまでの取組	担当課
2022（令和4）年10月から県・市町村・民間企業による「あおりり出会いサポートセンター」の共同運営に参加しており、男女の出会いの機会創出のため、継続して事業を実施している。 【2023（令和5）年度実績：成婚者2名】	子育て支援課

施策② こども家庭センター

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のため、子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談窓口として、保健師・社会福祉士等が妊産婦や子ども・子育て家庭からのあらゆる相談に応じ、関係機関と共に子どもとその家庭の状況に応じた支援を行います。また、困難を抱えながらもSOSを発信できない子どもや家庭をできるだけ早期に把握し、支援につなげられるよう、関係機関との連携を強化します。

これまでの取組	担当課
2023（令和5）年4月に児童福祉分野と母子保健分野の業務を一体的に行う「こども家庭センター」を子育て支援課内に設置し、全ての妊産婦、子ども、子育て世帯に対して、関係機関と連携しながら、切れ目のない相談支援を実施している。	子育て支援課

施策③ 妊婦のための支援給付

妊娠届出後と出産後にそれぞれ給付金を支給することにより、妊娠期から出産後の経済的負担を軽減します。また、児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業と組み合わせ、妊娠期からの効果的な切れ目のない支援を行います。

これまでの取組	担当課
妊娠届出時及び出産届出時に、それぞれ5万円の給付金を支給し、子育て世帯への経済的支援を行っている。 【令和5年度実績：出産応援給付金217人、子育て応援給付金206人】	子育て支援課

施策④ 出産サポートタクシー

陣痛等で受診する際に、妊婦を優先的に出産予定の病院へタクシーで送り届けます。事前登録制で、いざというときの安心のために備えます。

これまでの取組	担当課
五所川原市に住民票がある妊婦と、里帰り出産のために五所川原市内に滞在している妊婦を対象に、いざというときの交通手段を確保し、支援している。 【令和5年度実績：登録者65人、利用者3人】	子育て支援課



基本目標 2 母親及び乳幼児等の健康の増進

現状と課題等

近年は、女性の社会進出や晩婚化等による少子化の進行、核家族化や都市化の進行により地域のつながりも希薄になるなか、母子を取り巻く環境は著しく変化しています。本市においても、合計特殊出生率が全国平均、県平均より減少しており、また、核家族化が進んできています。

妊婦の喫煙、家族からの受動喫煙、飲酒等が身体的・精神的に健康に及ぼす害は大きな問題です。妊婦面接時の相談内容にも、育児不安や、経済面での不安、孤立を感じる母親が増加傾向にあり、子育て機能の低下が考えられます。

これらのことから、こども家庭センターの相談機能を一層充実させ産後ケアの拡充も視野に入れながら、育児情報の交換や仲間づくりの場の提供など育児不安の軽減や虐待予防、事故防止の啓発に努めていくことが、今後更に重要となってきます。

推進施策の展開

推進施策（1）子どもや母親の健康の確保

- 晩婚、晩産化や核家族化の進行に伴い、子育て世帯を取り巻く環境が著しく変化しているなか、妊娠・出産・乳幼児育児において、親子ともに心身の健康のための支援が重要になっています。
- 妊婦健康診査の定期的な受診を促し、母体や胎児の健康管理を充実させると共に、妊婦の経済的負担や不安の軽減を図り、母子共に安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の受診券を交付し、費用助成を行います。
- 出産後に保健師等が訪問し、育児に関する不安・悩みの相談に応じ、親子が地域で孤立せずに、安心して育児ができるよう支援を行います。
- 養育者の育児不安を軽減し、見通しをもって子育てができるよう、乳幼児健康診査等の機会を通じて、子どもの発育・発達段階に応じた正しい知識の啓発や育児力の向上につながる支援の充実に取り組みます。
- 子育てを困難に感じる養育者が、悩みを一人で抱えることなく育児ができるよう、保健師等による個別相談や家庭訪問において、個々の状況に応じた支援に取り組みます。また、子育ての不安や孤立感を抱える家庭に対しては、希望に応じて訪問し相談支援を行います。

**施策① 母子健康手帳の交付及び妊婦保健指導**

妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳を交付し、妊婦保健指導を行っています。妊娠に対する思いを確認し、妊婦が元気な子を産みたいという気持ちで出産に望むことができるよう支援していきます。

これまでの取組	担当課
母子健康手帳交付時に保健師による妊婦保健指導を行い、全妊婦に支援プランを作成し、支援している。また、伴走型支援として不安や悩みを相談する場を提供し、安心して元気な子を出産できるよう支援している。 【令和5年度実績：母子手帳交付と妊婦保健指導者数 196人】	子育て支援課

施策② 妊婦委託健康診査事業

妊婦委託健康診査受診票を交付し、適切な時期に健康診査を受診し、健康管理に努めるよう医療機関に委託し実施しています。

これまでの取組	担当課
妊娠中14回の妊婦委託健康診査受診票、産後2回の産後健康診査受診票を交付し、継続して健康診査を受診し、妊娠中や産後の健康管理に努められるよう、医療機関に委託し実施している。また、多胎妊婦の場合は、前述に加え最大7回基本的な妊婦健康診査を実施し、安心して妊娠期間を過ごせるように支援している。 【令和5年度実績：妊婦健康診査受診数 延べ3,708人、産後健康診査受診数 延べ331人】	子育て支援課

施策③ こんにちは赤ちゃん訪問事業

生活環境・健康上訪問指導が必要な妊婦や初産婦、育児不安がある経産婦及び新生児を含む4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、保健師等が家庭訪問し、母子の健康管理の徹底を図り育児不安をやわらげ、家庭内の育児が円滑に行われるよう支援していきます。

これまでの取組	担当課
生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師や助産師が全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、育児や発達発育に関する様々な相談に応じたり、助言や援助を行うことで、安心して育児ができるよう支援している。 【令和5年度実績：こんにちは赤ちゃん訪問 延べ405件】	子育て支援課

施策④ 乳児委託健康診査事業

乳児を対象に乳児委託健康診査受診票を交付しています。

乳児健診を医療機関に委託して実施することにより、乳児の健康保持・増進を図ります。令和5年度からは新生児聴覚検査の費用助成も実施しています。

これまでの取組	担当課
乳児委託健康診査受診票を2回分交付し、それに加えて、R6年度からは新生児聴覚検査の費用助成も行い、医療機関に委託して実施し、乳児の健康保持・増進を図っている。 【令和5年度実績：乳児委託健康診査利用者 191人 受診率99.5%】	子育て支援課

施策⑤ 乳幼児健康診査事業

4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、精神発達精密健康診査を実施し令和6年度からは5歳児発達相談も実施しています。

疾病や心身障がいの早期発見、早期治療・早期療育を促すとともに、心身・運動・言語の発達確認を行います。

また、乳児期からの栄養相談・保健指導、虫歯の予防、事故防止、生活習慣の確立などの育児支援を行い、親の育児不安の軽減及び解消に努め、乳幼児の健全な発育・発達を促し、保護者の育児交流や情報共有の場になるよう努めていきます。

さらに、保健協力員（母子保健推進員）が健診事業に協力し、子どもとの遊び方や育児についての相談相手として子育てを支援していきます。

健診未受診児には、早期に保護者または関係機関からの状況把握に努めます。

これまでの取組	担当課
母子保健法に基づき、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健診を実施している。乳幼児健康診査では対象児の心身、運動、言語などの発達確認を行い、疾病や心身障害の早期発見、早期治療、早期療育につないでいる。 【令和5年度実績：4か月児健診受診率96.4% 1歳6か月児健診受診率100% 3歳児健診受診率100%】	子育て支援課

施策⑥ 母子相談事業

母子相談を保健センター等で実施しています。

保健師・栄養士が子どもの発育・発達、育児、遊び、交流、食事等に関する相談に応じ、母子が健康で安心した生活が送れるように支援していきます。

また、随時、来所・電話・メール相談も実施しています。

これまでの取組	担当課
保健師、栄養士が子どもの発育・発達、育児、食事等に関する相談に応じ、母子が健康で安心した生活が送れるように支援している。エンゼル相談は開催日を設け、月1回、保健センター五所川原で実施し、電話や来所等の相談は、随時対応している。R6年度からは、5歳児発達相談も実施し、発達に関する支援を強化している。 【令和5年度実績：母子相談 延べ413件】	子育て支援課

施策⑦ ことばの相談

言語聴覚士がことばに関する相談に応じ、日常生活の中での関わり方を具体的に指導する等、毎月2回程度実施し、幼児のことばの発達を支援していきます。



これまでの取組	担当課
言語聴覚士がことばに関する相談に応じ、日常生活の中での関わり方を具体的に指導する等、幼児のことばの発達を支援している。 【令和5年度実績：ことばの相談 延べ58人】	子育て支援課

施策⑧ 母子訪問事業

各種乳幼児健診や相談後の経過観察児、健診未受診児、育児不安を持つ家庭に対し、保健師・栄養士が訪問指導を実施し安心して育児できるよう支援していきます。

これまでの取組	担当課
乳幼児健診や相談後の経過観察児、健診未受診児、育児不安を持つ家庭に対し、保健師や栄養士、社会福祉士が訪問指導を実施し、安心して育児できるように支援している。 【令和5年度実績：母子訪問 延べ104件】	子育て支援課

施策⑨ 再喫煙防止励まし支援レター（禁煙レター）

妊娠後に禁煙し、4か月児健康診査受診時に禁煙継続できている産婦へ、健診から2か月後と4か月後の2度、再喫煙防止励まし支援レター（禁煙レター）を送付し、健康の保持増進を図ります。

これまでの取組	担当課
禁煙に関するメリットを伝え、継続して禁煙ができるよう支援している。 【令和5年度実績：延べ27人】	子育て支援課

推進施策（2）食育の推進

○規則正しい食習慣の形成が、子どもの心と体の健康問題に大きく関わっています。乳幼児期からのバランスのよい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成や家族の関係づくり、心身の健全な育成を図るために関係機関が連携し、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行っていきます。

施策① 子どもの食育・栄養相談

就学前までの子どもとその保護者を対象に、子どもの食生活における保護者の疑問や悩みを解決し、健全な食習慣の確立と食に対する関心及び理解を深めます。

これまでの取組	担当課
各種乳幼児健診、母子相談では、栄養士が集団健康教育や個別栄養相談を実施し、保護者の疑問や悩みに対して支援を行っている。また、電話や来所等の相談は、随時対応している。 【令和5年度実績：集団健康教育6名、個別栄養相談302名】	子育て支援課

**施策② 食育推進支援事業**

乳幼児、年長児の保護者を対象に、乳幼児期から規則正しい生活リズムの定着、肥満や虫歯予防を目指し、家庭において望ましい食生活を送ることができるよう、地域に根差した食育活動に努めます。

これまでの取組	担当課
<p>「子どもの食育講座」と称し、子どもの肥満や虫歯予防を目指し、栄養士、食生活改善推進員等が講師として各保育施設等に出向き実施している。R4年度までは保護者のみを対象としていたが、R5年度から幼児のみ又は親子へ変更し、講話に絵本の読み聞かせや調理体験を加えた事で、より実践的な食育体験となり希望施設の増加が見られた。</p> <p>また「おやこの食育教室」と称し、食生活改善推進員が講師として年長児とその保護者に対して、調理体験を通じた食の学習を実施している。</p>	健康推進課

推進施策（3）小児医療体制の充実

- 少子化が進行する社会において、生まれた子どもが健やかに育つよう支援することは、小児医療の主要な課題になっています。
- 小児医療では、かかりつけ医が単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、新生児聴覚検査や予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。
- 今後も救急医療体制の確保は重要であることから、地域医師会との連携を図り救急医療体制の確保に努めていきます。
- 子育て世代の経済的な負担を軽減すると共に、高校3年生までの全ての子どもが安心して医療機関等で受診できるよう、医療費の自己負担分を助成します。また、未熟児の治療にかかる医療費や、ハイリスク妊産婦の交通費等を助成し、より安心な小児医療環境づくりを進めます。

施策① 地域住民への教育

保護者が、子どものかかりやすい病気や応急手当の方法、医療機関へのかかり方について正しい知識を身につけ、子どもの健康を守るよう支援していきます。

また、子どもの病気や発育・発達、予防接種に関して気軽に相談できるよう支援体制の整備を行い、かかりつけ医をもつことを推奨していきます。

これまでの取組	担当課
<p>乳幼児健診等の事業を通じて、子どものかかりやすい病気や事故予防、医療機関へのかかり方等の情報提供を行い、保護者が子どもの健康を守るよう支援している。また、子どもの病気や発育・発達、予防接種に関して、こども家庭センターへ気軽に相談できるよう周知し、相談対応している。</p>	子育て支援課

施策② 在宅当番医制事業

救急医療体制維持のため、軽度な救急患者に対する診療を行う在宅当番医制を地域医師会の協力を得て実施し、休日（午前9時～正午、月1回程度）の初期救急医療体制を確保します。

これまでの取組	担当課
休日の初期救急医療として、地域医師会による第一次救急医療体制の維持協力により、独歩による来院が可能な軽度の救急患者の診療機会を確保し、事業を継続実施している。	健康推進課

施策③ 予防接種事業

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防を目的に、定期の予防接種に定める疾病に対するワクチンを、市内実施医療機関及び青森県内広域予防接種による県内協力医療機関へ委託し、事業を通年実施します。

また、予防接種に関する正しい知識の普及啓発と、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ります。

これまでの取組	担当課
予防接種法に基づく疾病に対する予防接種を、市内実施医療機関及び県内広域予防接種の利用により通年実施しており、標準的な接種時期に接種完了できるよう、市ホームページや公式SNS及び個別通知で周知するほか、関係部局協力のもとリーフレットの配布など、様々な機会と媒体を活用し、積極的な接種勧奨を実施している。	健康推進課

施策④ 子ども医療費給付事業

子どもの健康及び育児環境の向上を目的に、その保護者の方に対して、医療費の助成を行っていきます。2023（令和5）年8月診療分から、対象を「高校卒業まで」に拡大しています。

これまでの取組	担当課
対象年齢を引き上げ、0歳から18歳までの子育て世帯への経済的負担の軽減を図った。また、出生・転入時、受給資格申請を促し、対象児童へ資格証を交付することで、子どもの健やかな成長を支援し育児環境の向上を図っている。 【令和5年度末実績】対象児童数：5,116人（未就学児1,594人、小中学生2,606人、高校生916人） 【未申請者：未就学児0人、小中学生4人、高校生0人】	子育て支援課

施策⑤ 妊産婦10割給付事業

国民健康保険に加入している妊産婦に対して、妊産婦の健康及び出産環境の向上を目的に、妊娠届出の受理のあった日から出産の日の属する翌月の末日まで、医療費の助成を行っていきます。



これまでの取組	担当課
国保加入の妊産婦の外来通院時の自己負担が無料となる事業であり、全対象者に届出していただき、証明書を交付することで経済的負担の軽減を図っている。(令和5年度実績35件)	国保年金課

施策⑥ 未熟児養育医療給付制度

出生時の体重が2,000グラム以下または身体の発育が未熟な状態で生まれ、医師が入院養育を必要と認めた場合に、治療に必要な医療費の一部を助成します。

これまでの取組	担当課
身体の発育が未熟な状態で生まれた児に対して、指定医療機関で行う入院治療費（保険診療と食事療養費）を助成している。 【令和5年度実績】対象児数：7人	子育て支援課

施策⑦ ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

妊産婦が治療・出産・子どもの面会のために周産期医療センターへ入院または通院する際に必要な交通費等を一部助成します。

これまでの取組	担当課
青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院等へ通院する際に必要な交通費などの一部を助成している。 【令和5年度実績】対象者数：4人	子育て支援課



基本目標3 地域における子育ての支援

現状と課題等

近年、核家族化や都市化が急速に進行する中、地域における人と人とのつながりが希薄になり、身近に相談できる人、協力・支援できる人が少なくなったことから、育児の孤立化等が進み、保護者の育児負担が増えてきています。

こうした保護者の不安や負担感を解消し、安心して子育てができるような家庭環境、地域社会を築くためには、全ての子育て家庭に対して、市が行う様々な子育て支援サービスの提供や情報提供を行うことが必要です。妊娠・出産後も働き、仕事と育児の両立に取り組む女性が増えている現状では、子育てをしている保護者が安心して働くことができる社会環境の整備や、保護者のニーズに対応したサービスの整備・充実が求められています。

また、児童虐待やいじめなど、子どもの命や心身に影響をもたらす問題が顕著化していることから、子どもが健やかに成長する権利を尊重し、かつ保障されるような社会環境の整備が急務となっています。さらに、子どもの健全育成を強化・充実させていくために、各種事業を活用した地域で児童がより自由に参加、交流できる居場所づくりを推進する必要があります。

推進施策の展開

推進施策（1）地域における子育て支援サービスの充実

- 核家族化・都市化等による子育て家族の孤立化、地域における養育力の低下などを要因として、子育て家庭における子育ての不安や負担感が高まってきています。
- このため、教育・保育施設等を基地とした地域子育て支援拠点事業による子育て支援サービスの充実を図ります。また、「認定こども園」が実施する子育て支援事業についても、その支援に努めます。
- さらに、在宅における子育て支援を進めるため、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業の充実・強化を図るとともに、その活動を支援していきます。
- 放課後児童の健全育成については、学校の余裕教室や併設の専用施設等を利用し、一部を社会福祉法人等に業務委託し実施していますが、今後もこのサービスを必要とする児童の受け入れ体制の充実を図ります。

施策① 地域子育て支援拠点事業の充実【第5章子ども・子育て支援の事業展開 84 ページ】

施策② ファミリー・サポート・センター事業の推進

【第5章子ども・子育て支援の事業展開 95 ページ】

**施策③ 子育て支援情報の提供**

子育てをしている家庭に対して、市広報やファミリー・サポート・センター、子育てステーション“すてっぷ”等を通じて、必要に応じた子育て支援情報の提供を行うとともに、市のホームページやLINE、子育てアプリ“母子モ”による情報提供も行います。

これまでの取組	担当課
子育て家庭向けに、市ホームページへ妊娠・出産・子育てに関する「子育て応援サイト」を開設しており、また、利用者支援事業を実施している「子育てステーション・すてっぷ」においても子育て支援情報の提供やLINEや母子モによる子育て支援情報の配信も行っている。	子育て支援課

施策④ 子育て短期支援事業の推進【第5章子ども・子育て支援の事業展開 88 ページ】**施策⑤ 利用者支援事業の推進**【第5章子ども・子育て支援の事業展開 83 ページ】**施策⑥ 遊びの広場整備事業**

0歳児から未就学児を対象として、室内で安心して遊べる遊具を整備し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や相談できる場を設けます。（令和8年8月開設予定）

推進施策（2）教育・保育サービスの充実

- 国は、2019（令和元）年度10月からの消費税の引上げによる財源を活用し、生涯にわたる人格形成やその後の義務教育を培う幼児教育の重要性及び、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化を実施しています。また、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が給付の対象となります。
- 乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、少子化が進み、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中で、教育・保育施設等における質の高い養護や教育の機能が強く求められています。
- このため、保護者が安心して働くことができるよう、第5章子ども・子育て支援の事業展開に基づき、多様なニーズに応じるとともに、広く市民が利用しやすい保育サービスの充実を図ります。

施策① 特定教育・保育施設環境整備の推進

今後、児童数の減少が予測されること等から保育需要を精査し、質の高い教育・保育の充実と施設整備を一体的にとらえた環境を整備していきます。

施設の整備については、教育・保育施設の運営状況を検証し、地域の実情や教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得たうえで支援していきます。



これまでの取組	担当課
法人で所有する施設の改築（建替）、大規模改修に対し、補助金を交付し、環境整備の推進を図っている。 【令和2年度改築2件、令和4年度改築1件・大規模改修1件】	子育て支援課

施策② 一時預かり事業【第5章子ども・子育て支援の事業展開 89 ページ】

施策③ 時間外保育事業（延長保育事業）【第5章子ども・子育て支援の事業展開 91 ページ】

施策④ 病児保育事業【第5章子ども・子育て支援の事業展開 92 ページ】

推進施策（3）子どもの健全育成

- 仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、全ての小学生が放課後等を安全かつ安心に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう国が「新・放課後子ども総合プラン」において示してきた内容を引き続き着実に推進することが重要です。
- このため、市内各地域に設置している放課後児童クラブの充実を図るとともに、親子のふれあいなど多様な学習体験機会の提供を進め、地域での活動を活発化していきます。
- また、いじめや不登校等の課題については、小中学校や児童相談所等関係機関と地域との連携を強化し、適切な対応に努めていきます。
- 中高生の居場所に関しても、意見聴取を行い整備していきます。

施策① 放課後児童対策の一層の推進【第5章子ども・子育て支援の事業展開 96 ページ】

国は次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」という）に基づき、放課後児童対策を推し進めてきましたが、新プランが令和5年度末で終了したことから、「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）における「加速化プラン」において、新プランで示した「合計約152万人の受け皿整備」を改めて示し、引き続き放課後児童クラブの受け皿整備における学校施設の活用促進や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進に取り組んできたところです。しかし、放課後児童クラブのニーズが年々増加していること等により、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は、喫緊の課題となっております。

そのため、市では本計画においても、新プランにおいて示してきた内容を盛り込み、放課後児童対策をより一層推進してまいります。

施策② こどもの居場所整備事業

中高生が利用できる居場所として、日中は不登校児童への学習支援・生活支援等を行い、放課後は中高生等が気軽に通える場を整備します。（令和8年8月開設予定）



基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

現状と課題等

これまでの生活環境は、社会的・経済的要因から家庭生活より職場生活が優先され、長時間労働も当然視されてきました。

また現在、女性の社会進出は顕著に増加していますが、就労以外の家事や育児、介護等の家庭生活全般の大半を女性が担っているのが現状です。

最近では、未婚化・晩婚化が進み、加えて仕事と家庭の両方を担う女性が、子どもを産み育てることをためらう傾向が強くなり、これらが少子化の一因ともなっています。

仕事と子育てが両立できる職場環境の改善や家庭における男女の役割分担の見直しなど、新しいライフスタイルが求められています。

今後は、男女ともに子育てに参画できる共育ての社会環境づくりが重要であり、また、結婚、妊娠・出産後も希望すれば女性が仕事を続けることができ、育児休業が取得しやすく、職場への復帰が重荷にならないような職場環境の改善を進めていくことが重要です。

推進施策の展開

推進施策(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

- 男女ともに充実した家庭生活を送るために、労働時間とその他の生活時間のバランスがうまく取れる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。
- このため、職域や地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先意識の是正を促進するため、国、県及び関係機関・団体や地域住民と連携しながら、啓発活動の実施や情報の提供に努めていきます。

施策① 男女共同参画の推進

「男女の人権の尊重」や「社会のあらゆる分野における共同参画と他の活動の両立」、「政策立案、方針決定の場での男女共同参画」を基本理念とした五所川原市男女共同参画計画推進のため、市民、企業、団体等との協力・連携を図るとともに、「五所川原市男女共同参画推進委員会」において、定期的に計画の進捗状況や男女共同参画事業の把握及び意見・提言を行っていきます。

男性の家事や子育てへの参画の促進など、家庭生活における男女共同参画を推進します。



これまでの取組	担当課
男女共同参画に関する啓発（男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動・若年層の性暴力被害予防月間、そのほかイベントにおける啓発、広報紙での紙面掲載）を継続して実施したほか、職員研修の実施（令和4年度・令和5年度）や市民向けの女性ロールモデル講演会、男性家事参画のための講座を実施することにより、さらに啓発につながっている。	ふるさと未来戦略課

推進施策（2）仕事と子育ての両立の推進

- 仕事と子育ての両立を支援するため、令和6年4月から病児保育事業を開始しており、放課後児童クラブの実施については、利用時間の延長を図るなど、今後も多様な保育ニーズに応じた保育サービスの拡充に努めるとともに、保護者が働きやすい環境の整備に努めていきます。
- 市内の企業等に対し、育児休業の取得促進や多様な雇用形態の導入等、育児支援に関する取組を働きかけることで、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指していきます。



基本目標5 特別な配慮を要する子ども等への支援

現状と課題等

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。

全ての子どもの健全な成長を保障するためには、児童虐待の防止とその早期発見が重要であり、親と子どもの問題行動について、地域全体で対応する仕組みづくりが課題となっています。また、ひとり親家庭等における子育ては、経済的・社会的に不安定な場合が多く、ひとり親家庭等であったとしても自立した社会生活を送ることができる支援対策の確立が、早急に求められています。

さらに、2016（平成28）年度から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいがあることを理由とする差別の解消を図ることとされています。障がいのある子どもの健全な発育を支援し、身近な地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

推進施策の展開

推進施策（1）児童虐待防止対策の充実

○児童虐待が年々深刻化しており、早期発見・早期対応が求められています。このため、こども家庭センターを整備し、地域の子育て支援機関等とともに、児童虐待の予防に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、速やかに児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であることから、関係機関との連携を強化します。

施策① 子どもの権利擁護

体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、こども家庭センター、子育てステーション“すてっぷ”、乳幼児健診の場等を活用して普及啓発活動を行います。

これまでの取組	担当課
乳幼児健診や利用者支援事業を通して保護者から相談等があった際、必要に応じて体罰や暴力が子どもに及ぼす影響を説明している。また、国からの体罰によらない育児の啓発活動に関するポスター・リーフレットを各子育て関係機関（市内公共施設、NPO法人子どもネットワークすてっぷ等）へ配布し周知を行っている。	子育て支援課

**施策② 児童虐待の発生予防、早期発見**

乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、養育支援を必要とする子どもの家庭を早期に把握し、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

これまでの取組	担当課
未就園、未就学児等の調査にて確認された子は訪問し安全確認を行った。また保健師等が乳児家庭全戸訪問事業を通じて、気になる家庭等があった際は随時情報共有し、必要に応じて再訪問・電話等でフォローし適切な支援をしている。	子育て支援課

施策③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援を行う「こども家庭センター」を整備し、児童虐待発生時には、関係機関との連携・協働により、迅速・的確に対応します。

これまでの取組	担当課
令和3年度より「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談内容に応じて必要な調査、対応、継続支援等を行った。また児童福祉法改正により母子保健分野と児童福祉分野が見直され、令和5年度より「五所川原市こども家庭センター」を設置し、多職種での連携を強化し迅速・的確な対応に努めている。	子育て支援課

施策④ 関係機関との連携強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、地域の関係機関が情報の収集及び共有により支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会（「子どもの幸せ推進協議会」）の取組を強化していきます。

要保護児童対策地域協議会に、子育て支援課（こども家庭センター）、学校教育課等の担当部局、五所川原児童相談所、教育・保育施設関係者、学校、警察等、幅広く参加を得ており、子どもの置かれた状況を含めた個別ケースに関し、その状況やアセスメントの情報を共有し、関係機関で役割分担の下、支援し、その状況を定期的に確認します。

市が一時保護等の実施が必要と判断した場合等、児童相談所の専門性や権限を要する場合は、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

これまでの取組	担当課
要保護児童対策地域協議会において実務者会議・個別ケース検討会議を開催し、情報や援助方針等を共有・検討し要保護児童への適切な対応をしている。	子育て支援課

施策⑤ こども家庭センター【再掲：主掲載は 37 ページ】**施策⑥ 子育て短期支援事業の推進【第5章子ども・子育て支援の事業展開 88 ページ】**

**施策⑦ 一時預かり事業**【第5章子ども・子育て支援の事業展開 89 ページ】**推進施策（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進**

- 母子家庭等のひとり親家庭は、子育てを行ううえで、経済的・社会的に不安定な状況にあり、家庭生活においても多くの課題を抱えている事例が数多く見られます。
- このため、ひとり親家庭等に対する相談・支援体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めていきます。
- また、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成事業等による経済的支援を図るとともに、子どもの教育・保育施設等入所についても生活実態に応じた支援に努めていきます。

施策① 保育所・認定こども園への優先入所

未就学児童のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、入所時の優先を継続します。

これまでの取組	担当課
教育・保育施設等入所時の利用調整指数（保護者の状況）がひとり親家庭等以外の世帯と同指数となった場合、指数を加点しているほか、産休・育休の終了後に安心して子育てができるように職場復帰前に保育施設の利用予約を行っている。	子育て支援課

施策② 住宅確保の支援

市営住宅の申込み時の当選率を一般世帯より優遇します。

これまでの取組	担当課
市営住宅入居時の公開抽選において、ひとり親世帯の当選率が2倍になるよう優遇している。	建築住宅課

施策③ 児童扶養手当支給事業

父母の離婚、父母の死亡などにより、父親・母親と生計を同じくしていない場合や、父又は母に一定の障がいがある場合に手当を支給します。

これまでの取組	担当課
これから離婚を考えている方や、離婚した方の相談を受け、各種ひとり親制度の説明や養育費、面会交流等の参考となる資料を配布している。 【令和5年度実績：583世帯（児童数742人）】	子育て支援課

施策④ ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の父または母及び児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図るため、医療費の自己負担額に相当する額を、児童は現物給付（自己負担なし）、父または母は償還払いとして助成します。



これまでの取組	担当課
ひとり親家庭等に対して通院・入院に係る自己負担を助成し、児童分は現物給付、保護者へは医療機関ごとの自己負担上限額を設けることで、経済的負担軽減と自立を支援し、福祉の推進を図っている。 【令和5年度実績：627世帯（親627人、子888人）】	子育て支援課

施策⑤ 母子家庭等自立支援給付事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に結びつく可能性が高い講座を受講した場合や、就業に向けた資格取得のため養成機関で修業する場合に、その費用の一部を支給します。

これまでの取組	担当課
就職の際に有利であり、生活の安定に資する資格の取得や技能の向上を支援し、また生活費の負担軽減を図るため、入学料や受講料、給付金を支給している。 【令和5年度実績：自立支援教育訓練給付金2人、高等職業訓練促進給付金5人】	子育て支援課

推進施策（3）障がい児施策の充実

- 妊婦及び乳幼児健康診査等は、疾病や異常の早期発見の機会及び疾病の発生予防を保健指導に結びつける機会として重要な健康診査です。このため、妊婦及び乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、身体面の発育不良、視覚障がい・聴覚障がい、発達障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、保護者の育児不安の解消に努めていきます。
- 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育部門が円滑な連携を取りながら、総合的な取組を行っていきます。
- また、教育・保育施設等における障がいのある子どもの受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図っていきます。

1）妊婦及び乳幼児健康診査等による障がい児施策の推進

施策① 乳児委託健康診査事業【再掲：主掲載は 39 ページ】

施策② 乳幼児健康診査事業【再掲：主掲載は 40 ページ】

施策③ 母子相談事業【再掲：主掲載は 40 ページ】

**施策④ ことばの相談**【再掲：主掲載は40ページ】**施策⑤ 母子訪問事業**【再掲：主掲載は41ページ】**施策⑥ 乳幼児健康診査精密健康診査事業**

4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常があり精密健康診査になった乳幼児に対し、専門の医療機関で受けられる公費負担の受診票を交付し、疾病や障がいの早期発見、早期療育、保護者の不安の軽減を図っていきます。

これまでの取組	担当課
母子保健法に基づいた乳幼児健康診査に係る精密検査の費用助成を行い、疾病や心身障害の早期発見、早期治療、早期療育につないでいる。	子育て支援課

施策⑦ 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査

1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、精神発達面等に問題がある幼児に対して、精密健康診査により疾病や障がいの早期発見を行い、また保護者に対しては早期援助を行うことにより、幼児の適正な成長発達を支援し、健全な生活の保持増進を図ります。

これまでの取組	担当課
1歳6か月児及び3歳児健診において発達に不安を抱える児を対象に心理士による精神発達精密健康診査を実施し、育児に関する助言を行うとともに、発達障害の早期発見、早期治療、早期療育につないでいる。【令和5年度実績：実施回数30回、延べ人数53名】	子育て支援課

施策⑧ 5歳児発達相談

5歳0か月から5歳1か月の児童で、普段の生活やこども園・幼稚園等のなかで、友達と上手に遊べない、落ち着きがなく集中が続かないなど、気がかりに感じている点について、心理士・保健師が相談に応じます。

2) 特別支援教育の充実**施策① 教育支援委員会の開催**

障がいをもつ幼児・児童生徒が学校教育を受けるにあたり、どのような教育機関が適切なのか等について、専門的な立場から慎重に検査・審議し、保護者との相談を行っています。



これまでの取組	担当課
毎年、教育支援委員会専門員・委員を委嘱し、年々増加する特別な教育的支援が必要な子どもの就学に係る専門検査や総合診断を適切に行うことができた。また、合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画の策定に係る協議を行うなど、就学後も見据えながら、一貫した支援を行っている。	学校教育課

施策② 通級指導の実施

通常の学級に在籍している心身に軽度の障がいのある児童に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、心身の障がいに応じた特別の指導を行います。

これまでの取組	担当課
年々、通級指導の需要が高まっており、令和5年度は中央小学校において、心身に軽度の障がいのある児童を受け入れ、その実態に応じて自立活動を通じた個別指導を行っている。	学校教育課

施策③ 特別支援教育研修の実施

教育支援委員会専門員を対象に就学指導に係る専門検査の理解を深め、専門性と資質の向上を図るため、また、市内小中学校の希望教員を対象に、特別支援教育に係る資質・能力の向上を図るため、それぞれ年1回、実践的研修（講義・演習）を行います。

これまでの取組	担当課
知能検査の実施方法と検査結果の利用について理解を深めるとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもに対する障がいの特性に合わせた効果的な支援と合理的配慮についての専門性を学ぶため、教育支援委員会専門検査研修会を実施している。	学校教育課

施策④ 管下小中学校への啓発活動の推進

教職員を対象とした特別支援教育に関わる校内研修を研修計画に位置づけ、実践していくよう働きかけていきます。

これまでの取組	担当課
学習や生活に困難さを感じている児童生徒を早期に発見するために、各学校には計画訪問等を通して、校内支援体制の充実を図った。令和5年度からは、特別支援教育アドバイザーを任用することで、これまで以上に各校への指導・助言が充実して行われている。	学校教育課

3) 障がい児保育、子育て支援等の推進

障がいのある子どもを抱える保護者を児童福祉、保育、子育て支援の観点から支援し、保護者の育児不安や負担の軽減等を図っていきます。

**施策① 障がいのある子どもへの支援の充実**

障害児通所支援、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等を推進していきます。また、地域の中核を担う児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置し、市や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、専門的な支援・包括的な支援を強化し、障がいのある子ども等特別な支援が必要な子どもとその家族に対する支援の充実に努めます。

これまでの取組	担当課
未就学の児童に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援、学校就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う放課後等デイサービス、児童が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援の充実を行った。また、医療的ケア児の支援体制として、五所川原市定住自立圏の共同事務として、令和6年1月30日に第1回つがる西北五広域連合医療的ケア児支援検討会議が開催され、地域の医療的ケア児支援に関する情報共有及び個別ケース検討を行い、会としての提言を発出するなど、地域の支援体制の整備を図っている。	福祉政策課

施策② 障害児保育の推進

特別保育事業である障害児保育事業の利用を教育・保育施設等との連携のもと、積極的に推進していきます。

これまでの取組	担当課
特別児童扶養手当対象児童等の障がい児を受け入れる教育・保育施設に対して事業費を助成し、障がい児を安心して預けることができる環境づくりを行っている。 【令和5年度実績：18施設】	子育て支援課

施策③ 巡回支援専門員整備事業

発達障がい等について知識を有する専門員が、保育所等に巡回訪問を行う「保育所等巡回支援専門員整備事業」を実施します。巡回訪問を通じて、子どもの発達が“気になる”段階からお子さんやその保護者、または保育所等の職員に対し、そのお子さんの障がいやその特性の早期把握・早期療育に向けた助言や、福祉サービスの情報提供を行います。

これまでの取組	担当課
2018（平成30）年度から社会福祉法人あーどへ委託しており、教育・保育施設のほか放課後児童クラブへ訪問し、専門的知見から障がいのある子ども等への関わり方を職員へ助言してもらうことで、保育の質の向上に寄与できる環境を整備している。 【令和5年度実績：16施設、巡回件数：64件】	子育て支援課



施策④ 医療的ケア児の保育所等受け入れの推進

教育・保育施設等の利用について医療的ケア児の保護者から相談があった場合に対応できるよう、「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」を策定しており、保護者、教育・保育施設及び関係機関と連携しながら、円滑な受け入れが図られるよう取り組みます。

これまでの取組	担当課
医療的ケア児の受け入れを継続して行う教育・保育施設に対して、医療的ケア児保育支援事業により事業費を助成している。 【令和5年度実績：実施施設1か所、3名】	子育て支援課



基本目標6 子どもの教育環境の整備

現状と課題等

子どもたち一人一人の個性・能力を伸ばし、国際化・情報化の時代に対応した人材の育成を図るため、各学校では子どもや地域の実情を踏まえた教育活動を展開しています。

その中であっても、学習面では習得した知識・技能を活用する力や思考力・判断力・表現力が十分でない、健康面で基本的な生活習慣が身に付いていない、生活のリズムの乱れなどといった課題もみられることから、個々の子どもの状況に応じた指導を充実させる必要があります。また、情操教育の面では、体験学習などを通じて社会性、豊かな感性、郷土愛を育てていく必要があります。

本市の児童生徒は、全国平均、県平均と比べて、学力や自己肯定感の低さが課題となっています。

また、特別な支援を要する児童生徒数、不登校児童生徒数ともに増加傾向となっており、児童生徒それぞれの個性や状況に応じた教育が重要となっています。

推進施策の展開

推進施策（1）個性を伸ばす学校教育

○一人一人の個性を伸ばし、子どもが未来に希望が持てる教育体制の構築とともに、地域と協力し、家庭教育力の向上を図ります。

1) 学校教育活動の充実

○児童生徒一人一人の個性に応じた教育の充実を図り、「自ら学び自ら考える力」「多様な他者と協働して課題を解決する力」「新たな価値を創造する力」を育成します。

○児童生徒の学力向上の取組については、学習指導要領に基づき、学力検査等を通じて実態を把握しながら、一人一人の個に応じた指導の充実を図ります。

○児童生徒が身に付けるべき社会規範や生活マナーの習得に向け、道徳教育の充実を図ります。

○児童生徒の健やかな身体の育成を図るため、学校給食の充実による食育推進や規則正しい生活習慣の定着指導に取り組みます。

○児童生徒の情報活用能力の育成に向けたICT活用の推進や、グローバル化が伸展する社会環境への適応力を高めるための外国語教育、キャリア教育の充実を図ります。

○各学校で主体的に実施する総合的な学習の時間を活用した「地域の歴史」や「伝統文化」の学びにより、郷土愛の醸成を図ります。

**施策① 授業の充実**

一人一人の子どもが、主体的・対話的で深い学びを通して、「確かな学力」を確実に身に付けることができるよう不断の授業改善を図ります。

これまでの取組	担当課
市内全小・中学校を対象に、前期計画訪問及び後期計画訪問、要請訪問を実施し、助言・指導を行うことができた。訪問においては、学力向上の取組を実践できるよう、本市の3つの方策を柱にした「確かな学力」向上プロジェクトについての共通理解を図り、授業改善への取組が推進されている。	学校教育課

施策② 保健管理の推進

児童生徒の健康維持・増進及び疾病の予防・早期発見のため、健康診断を円滑に実施するとともに、快適な環境で学ぶことができるよう各学校における環境衛生検査を実施し、保健管理の推進を図ります。

これまでの取組	担当課
児童生徒を対象に健康診断を行い、その診断結果を児童生徒の健康問題に配慮した学習指導に活用するとともに、疾病の予防指導及び治療指導に繋げた。教職員を対象に人工呼吸・心臓マッサージ及びAED（自動体外式除細動器）を使用した心肺蘇生法講習会を実施している。	学校教育課

施策③ 食育の推進

子どもが健全な食生活を営むことができる判断力を養い、望ましい食習慣や食事マナーを身につけさせるため、学校給食センターと学校・家庭が連携し、日常生活における食事について正しい理解を深め、食料の生産、流通及び消費について正しい知識を身につけるための指導を行います。

これまでの取組	担当課
栄養教諭及び学校栄養職員による「食に関する指導」「食生活改善の推進」「試食会」「食の健康教育」を実施し、児童生徒が健全な食生活を営むことができる判断力を養うとともに、望ましい食習慣や食事マナーの習得につながる事業を実施している。	学校給食センター

施策④ 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深め、国際社会に貢献できるよう、郷土に対する愛着と誇りを培うとともに、外国語による言語活動を工夫・充実させ、国際理解教育の推進を図ります。

これまでの取組	担当課
A L T（外国語指導助手）を4名体制で市内小・中学校に派遣し、積極的な活用を促しながら授業の充実を図った。A L Tを活用することにより、外国語を通じてコミュニケーション能力を育成するとともに、文化の違いを理解させたり、多様なものの見方や考え方があることに気づかせたりしている。	学校教育課

施策⑤ キャリア教育の推進

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるような基盤となる資質・能力の育成を図ります。

これまでの取組	担当課
コロナ禍が明けてからは、職場体験活動（中学校）や社会科見学、小中交流等が積極的に実施され、児童生徒の勤労観・職業観を高めることができた。さらに、キャリアパスポートを活用し、小中学校の接続・連携に取り組んでいる。	学校教育課

施策⑥ 道徳教育の充実施策

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生活の中に生かし、豊かな心を持ち、郷土を愛し、公共の精神を尊び、未来を切り拓く主体性のある人間になれるよう、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通して、よりよく生きる基盤となる道徳性の育成を図ります。

これまでの取組	担当課
後期計画訪問において、道徳の授業を参観し、協議会で道徳科の授業づくり及び授業改善に向けた指導・助言を行った。また、道徳教育に関する研修会への参加や校内研究で道徳科を取り上げる等、道徳教育に積極的に取り組む学校も見られている。	学校教育課

2) 教育環境の整備

- 児童生徒数の減少に伴う学校間での教育環境の格差を是正するため、適切な学校再編に取り組みます。
- 児童生徒の学習環境の安全性を確保するため、学校施設の安全管理や計画的な維持修繕を図ります。
- 学習指導を効率的かつ効果的に実施していくため必要となるICT機器の計画的な更新整備に取り組みます。
- 安全安心な学校給食を提供するため、給食調理施設を適正に維持し、安全衛生管理を徹底します。
- 義務教育の円滑な実施が図られるよう、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助の充実に取り組みます。

**施策① 学校施設の計画的な改修**

子どもにとって安全・安心な教育環境を提供するため、学校施設については老朽度等を勘案しながら計画的に修繕・維持管理を進めます。

これまでの取組	担当課
少子化による児童生徒数の減少から、学校規模の適正化及び学校の適正配置を検討するとともに、安全・安心な教育環境を整備するため、学校施設の老朽度等を勘案しながら、計画的な修繕及び維持管理を実施している。 〔主な取組〕 ・小学校トイレ改修工事（洋式化等） ・小学校危険遊具撤去業務 ・小中学校空調設備工事（普通教室、職員室等へ空調を整備） ・金木小学校大規模改造工事 ・松島小、三輪小学校屋上防水改修工事	教育総務課

施策② ICT教育環境の整備

児童生徒の情報活用能力の育成及び主体的・協働的な学びと学力向上及び効果的な学習指導につながるよう、計画的なICT教育環境整備を進めます。

これまでの取組	担当課
1人1台端末およびその環境の整備を実施したことで、双方向型の授業が実現し、児童生徒一人一人の学習状況や教育的ニーズが可視化されたことにより、個別最適化された教育環境の下地を構築することができた。また、遠隔授業を可能としたことで、病気療養児等への同時双方向型授業配信も実現している。	教育総務課

施策③ 就学援助の充実

経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。

これまでの取組	担当課
要保護者に対し修学旅行費（補助対象外経費を除く）、準要保護者に対し修学旅行費（補助対象外経費を除く）、給食費の全額、学用品費、新入学児童生徒学用品費等を援助したことにより、義務教育の円滑な実施を図っている。	学校教育課

3) 指導体制の充実

- 特別な配慮を必要とする児童生徒一人一人のニーズに的確に対応していくため、授業を支援する教育支援員や相談等に応じるスクールカウンセラーを適正に配置するとともに、不登校の児童生徒を受け入れる教育支援センターの機能を強化します。
- 学校、家庭、地域社会、関係団体等が連携し、いじめや問題行動、不登校などの児童生徒が抱える諸課題への対応を強化します。



○多様化する教育課題への教員の対応力を強化するため、専門研修への参加支援や校内研修の充実を図ります。

施策① 学校教育支援員の配置

学校教育の充実・教育の機会均等・学力向上等を図るため、特別な配慮を必要とする児童生徒の支援他、児童生徒に対しての学習支援が必要な学校に学校教育支援員を配置します。

これまでの取組	担当課
特別な配慮を必要とする子供が、年々増加傾向にあるため、市内全小中学校に学校教育支援員を計画的に配置し、支援体制を充実させている。	学校教育課

施策② 不登校児童生徒に対する「教育支援センター」の開設

市内の児童生徒のうち、何らかの要因・背景により登校できない児童生徒（不登校児童生徒）へ必要な支援等を行うとともに、学習の機会を確保します。

これまでの取組	担当課
指導員が児童生徒の状況を把握し、指導員間で連携を図るとともに、学校と密に情報交換をしながら、実態に応じたきめ細かい支援を行っている。また、令和3年度より教育支援センターの広域化により市外から児童生徒を受け入れている。	学校教育課

施策③ スクールカウンセラーの派遣

市内の小中学校にスクールカウンセラーを派遣して、友人関係やいじめ、学習、健康、家庭生活等の悩みを抱える児童生徒と教育相談を行い、問題の解決を図ります。

また、必要に応じて、教師や保護者とも面談を行い、悩みの解消を図ります。

これまでの取組	担当課
児童生徒、保護者、教員等への教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを計画的に市内全ての小・中学校に派遣している。	学校教育課

施策④ いじめ防止対策事業の実施

「五所川原市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

これまでの取組	担当課
各学校において、児童生徒が主体となったいじめ未然防止のための取組を行った。また、いじめのない社会啓発ポスターコンクールを開催し、入賞作品を掲載したカレンダーを作成し、各学校、市民に配付した。なお、優秀作品は、五所川原市中央公民館大ホール及び市庁舎土間ホール、ELMホールに展示している。	学校教育課

**施策⑤ こども相談窓口**

子育て支援課のこども家庭センターにおいて、社会福祉士等の専門職がいじめの相談にも対応しており、教育委員会ほか関係機関との連携・協働による支援体制を構築していきます。

施策⑥ 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育を推進するとともに、各教科等の目標を達成するためにICTの活用を図ります。

これまでの取組	担当課
学校の副教材等のデジタル化のための情報提供と移行支援、MEXCBTの活用促進、指導者用デジタル教科書の拡充と活用促進、ICT活用研修会の実施、長期欠席等児童生徒のための日常的な授業配信への支援等を行い、市内各小・中学校における1人1台端末の積極的・効果的な活用を推進している。	学校教育課

施策⑦ 出張事業の実施

学童期からSOSの出し方教育を実施し、自己肯定感を持ち、強い心理的負担を受けた時に、弱音を吐き他に援助を求める行動（援助希求行動）がとれることを目指しています。また、高血圧や脳卒中予防について外部講師を活用した授業を行い、生活習慣病予防への意識づけを図るとともに、授業内容を家族へ伝達してもらい、家族への波及を目指しています。

これまでの取組	担当課
小学5・6年生及び中学生を対象に市保健師が授業を実施している。平成25年度から令和4年度までは「たばこ」「お酒」について、平成30年度からは「SOSの出し方」について、自己肯定感を持ち、援助希求行動がとれる事を目的に実施している。また、令和5年度より「脳と血圧」をテーマに、つがる総合病院医師と連携し、学童期から高血圧や脳卒中予防を意識した生活を送れるよう授業を実施している。	健康推進課

4) 社会に開かれた学校教育の実現

- 心身共に健全な児童生徒の育成のためには、学校教育に対する保護者や地域住民の理解と協力が大きな力となることから、コミュニティ・スクールの開設や地域住民と連携した児童生徒の登下校時の安全確保など、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画できる機運の醸成を図ります。
- 児童生徒が家庭内で規則的な生活習慣、学習習慣を身に付けることができるよう、PTA等と連携し、保護者の意識啓発に取り組みます。

**施策① 学校運営協議会の設置**

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を各学校へ順次設置します。

これまでの取組	担当課
令和5年度は、先行導入校として三輪小学校に学校運営協議会が設置され、組織体制の確立、学校運営方針の協議・確認等が行なわれている。また、市内の2小学校、1中学校で学校運営協議会設置に向けた協議が行われている。	教育総務課

施策② 地域学校協働活動推進事業の実施

小中学校に地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動推進員が企画・運営、学校と地域との連絡調整等を行い、地域学校協働活動である学校に対する多様な協力活動等を行います。

これまでの取組	担当課
地域全体で子どもを育む活動の充実のため、市内小学校6校に地域学校協働活動推進員を配置している。地域学校協働活動推進員が学校と地域の橋渡し役となり、ボランティアとの連絡調整を行うことにより環境整備、登下校の見守り、読み聞かせなど様々な活動を実施している。	社会教育課

施策③ 発育に不安のある保護者への支援

実行委員会を組織し、NPO法人「子どもネットワークすてっぷ」と協力して、発育に不安のある保護者に対する相談や支援を行います。

これまでの取組	担当課
「ハートネットをつくろう！～ちょっと気になる子への支援～」事業で、「おやこのスペースゆったりーの」（親子の居場所づくり）や子育て学習会、小学生の親子を対象にした各種イベントを実施している。そのほか、親同士の交流会「おはなしカフェ」を開催している。	子育て支援課

施策④ 家庭内での規則的な生活習慣等に向けた保護者の意識啓発

学校の参観日など保護者が学校に集まる機会を利用してスクリーンタイムなどデジタルツールの正しい使用方法について児童生徒、保護者へ向け啓発、周知します。

これまでの取組	担当課
子どもフェスティバル会場においてスクリーンタイムなどデジタルツールの正しい使用方法について周知し、児童生徒、保護者へ向け意識啓発を行っている。	社会教育課



基本目標7 子ども等の安全の確保

現状と課題等

交通環境の大幅な変化や交通マナーの低下、交通ルール違反などによる交通事故が後を絶たず、昨今では、教育・保育施設等での散歩等と園外活動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後も度々子どもが被害者となる交通事故が発生しています。

このような状況から、歩行者やドライバー双方に対する交通ルールの学習活動と交通安全啓発活動が、これまで以上に必要であると考えられます。

さらには、歩行者の視点に立った「まちづくり」を進めていくことも必要です。

推進施策の展開

推進施策（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○子ども等を交通事故から守るため、家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、基本的な交通ルールの遵守、交通マナーの実践など、交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用、さらにはシートベルト着用運動の展開など、総合的な交通事故防止対策を推進します。

施策① 民間における交通安全の確保

民間において実施している交通安全講習会や街頭活動と連携・協力し、子どもや高齢者の交通安全対策を推進します。

これまでの取組	担当課
関係機関と連携・協力しながら、街頭指導等を実施し、子どもや高齢者の交通安全対策を推進している。	環境対策課

施策② チャイルドシートの貸出事業

希望する保護者に対して、引き続きチャイルドシートの無料貸し出しを行っていきます。

これまでの取組	担当課
乳幼児の安全を確保するため、チャイルドシートの無料貸し出しを行っている。	環境対策課

推進施策（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

○子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路に居住する地域住民の協力のもと、警察並びに防犯協会が行っている「子ども110番の家」活動を支援します。



○警察署や防犯協会等関係機関との連携や情報交換、犯罪等の情報提供、迅速な対応に努めていきます。

施策① 防犯協会への支援

地域の実態に即した防犯活動を実施しており、今後も安全活動及び広報啓発活動を推進します。

これまでの取組	担当課
防犯協会へ補助金を交付し、防犯意識の啓発と地域ぐるみの防犯活動を実施している。	環境対策課

施策② 防犯啓発活動の推進

防犯対策として、啓発チラシを配布するとともに、関連記事を広報に掲載して、地域安全運動活動を実施し、今後も啓発活動を支援していきます。

これまでの取組	担当課
防犯対策に関する記事を広報に掲載し、地域の安全安心に係る啓発を行っている。	環境対策課

施策③ 「子ども110番の家」活動への支援

子どもが不審者から声をかけられたりした場合などに、子どもが避難のため駆け込むことができる「子ども110番の家」が市内の通学路沿いに配置されており、今後もこの活動を支援していきます。

これまでの取組	担当課
子どもが不審者から避難するために駆け込むことができる「子ども110番の家」にステッカー配付等の支援をしている。	環境対策課



基本目標 8 子ども子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題等

- 緑豊かな自然環境の保全や子育てにやさしい都市環境を整備し、これらの財産を次の世代に引き継ぐことは、重要な課題です。
- また、生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすことから、公共空間の確保や子育てに配慮した住環境の質的向上が必要です。

推進施策の展開

推進施策（1）良質な住宅の確保

- 子育て世帯が安心して子育てができる住宅を確保できるよう、市営住宅施策の推進に努めます。

施策① 市営住宅の入居者資格の緩和

子育て世帯（小学校就学前の子どもがいる世帯）について、社会情勢の変化や地域の実情等を総合的に勘案し、公営住宅入居の際において入居者資格（収入基準）の緩和を検討します。

これまでの取組	担当課
同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合、収入基準の緩和を実施している。今後、子育て世帯の対象範囲については、拡大を検討していく必要がある。	建築住宅課

施策② 市営住宅整備の推進

民間賃貸住宅では敬遠される傾向にある子育て世帯が、安心して入居できるよう市営住宅の建設にあたり、整備基準を順守し、住居の広さや遮音性能を考慮した設計を検討します。

これまでの取組	担当課
子育て世帯に対応した3LDK住戸を、新宮団地に5棟10戸を整備した。今後は芦野団地市営住宅に1棟2戸の整備を予定している。	建築住宅課

推進施策（2）良好な居住環境の確保

- 子育て世帯が希望する総合的な整備と室内環境の安全が確保できるよう、対策を進めます。

**施策① 市営住宅環境整備の推進**

市営住宅の整備においては、公園を適切に配置することにより、住居の近くで子どもが安全に遊べる屋外環境整備を行うなど、総合的な整備を今後も検討します。

これまでの取組	担当課
R3年度新宮団地市営住宅に児童遊園を整備した。今後は芦野団地市営住宅に児童遊園の整備を予定している。 また、市営住宅の遊具点検を行い良好な遊具の確保に努めている。	建築住宅課

施策② シックハウス対策の推進

公共建築物の新築や増改築においては、清浄な空気環境を保つため、内装材等からの化学物質の発生防止、換気等について、適正な水準を確保します。

これまでの取組	担当課
シックハウス対策を行った住戸を、新宮団地市営住宅に10棟26戸、芦野団地市営住宅に5棟12戸整備している。	建築住宅課

推進施策（3）安全な道路交通環境の整備

○子どもや子ども連れの家族などが、安全に、安心して歩くことができる道路交通環境を確保するため、歩道整備の推進を図ります。

施策① 安全な歩道の整備

安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある歩行空間に配慮した歩道の整備に努めます。

また、冬期における歩道、通学路等を確保することや、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等においても、歩道等の整備等対策を図っていきます。

これまでの取組	担当課
通学中における安全確保のため、部分的な舗装補修、防護柵の補修等を実施した。また、冬期間の通学路の歩道確保のため歩道除雪を実施した。今後も歩道の整備を進めていく。	土木課

推進施策（4）安心して外出できる環境の整備

○妊産婦や子ども連れの家族など、全ての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。

施策① 公園トイレの整備

子どもや子ども連れ親等が、安全に利用できるように、水洗化やノンレール扉の整備を推進します。

これまでの取組	担当課
菊ヶ丘運動公園遊具エリアトイレの新築および老朽化したトイレの解体、その他、主な公園の便器を和式から洋式へと改修している。	都市・交通課